



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1024	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課) 1
1025	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課) 2
1026	指定一般相談支援事業者の指定	(") 2
1027	救急病院の認定	(医務課) 2
1028	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課) 2
1029	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	(") 3
1030	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課) 3
1031	"	(") 3
1032	"	(") 4
1033	農用地利用配分計画の認可	(") 4
1034	保安林の指定の解除予定	(森林整備課) 4
1035	保安林の指定の解除	(") 5
1036	保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不明	(") 5
1037	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(") 6
1038	道路の区域決定	(道路保全課) 6
1039	自転車歩行者専用道路の指定	(") 6
1040	道路の供用開始	(") 7
1041	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課) 7

○ 選挙管理委員会告示

*108	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 7
------	--	---------

告 示

和歌山県告示第1024号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社清	東牟婁郡串本町潮岬1844	まりん	東牟婁郡串本町潮岬3037-1	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成27.4.1

株式会社明日葉の郷	東牟婁郡串本町潮岬 1844	まりん	東牟婁郡串本町潮岬 3037-1	訪問介護・介護予 防訪問介護・居宅 介護支援	平成 28.7.1
株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729 -2	ヘルパーステーショ ンでいごの郷	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル 103号	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 28.7.31

和歌山県告示第1025号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051000 143	ソプラス・リー ベリー	橋本市古佐田2-2-2 岡本ビル1階	放課後等デイサー ビス	特定非営利活動 法人よつ葉福祉 会	伊都郡かつらぎ町佐 野677-1	平成 28.9.1

和歌山県告示第1026号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	一 般 相 談 支援の種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3031500 329	相談支援事業所 PIECE	有田市辻堂656- 3	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社ケア サービス笑	日高郡由良町衣 奈685番地	平成 28.9.1

和歌山県告示第1027号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 今村病院
- 2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号
- 3 有効期限 平成31年8月31日

和歌山県告示第1028号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品
 - (1) 次の写真に示すとおり、「GENESIS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(2) 次の写真に示すとおり、「K2 Super 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年9月9日

和歌山県告示第1029号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事指定薬物

(1) 化学名 エチル=2- [1- (4-フルオロベンジル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド] -3-メチルプタノアート及びその塩類（通称名EMB-FUBINACA）

(2) 化学名 N- (1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名APP-CHMINACA、PX-3）

(3) 化学名 3-メトキシ-2- (メチルアミノ) -1- (4-メチルフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類（通称名Mexedrone、4-MMC-OMe）

2 失効理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成28年9月3日

和歌山県告示第1030号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月22日まで縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第55号	和歌山市府中宇前嶋911外3筆

和歌山県告示第1031号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産

振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月22日まで縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第56号-1	日高郡美浜町吉原字丁ノ坪510外1筆
平成28年度第56号-2	日高郡美浜町和田字汐田168-1外2筆
平成28年度第56号-3	日高郡美浜町和田字下野989-1
平成28年度第56号-4	日高郡美浜町和田字法師子149-1外4筆

和歌山県告示第1032号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月30日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月22日まで縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第57号	岩出市西国分字松ノ上89

和歌山県告示第1033号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年8月30日に認可した。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第47号	西牟婁郡上富田町岡字小郷2056-24
平成28年度第48号-1	紀の川市貴志川町尼寺字大田370外1筆
平成28年度第48号-2	紀の川市平野字南岡1207-1
平成28年度第48号-3	紀の川市貴志川町長原字丸山1801外1筆
平成28年度第49号	日高郡日高川町和佐字志どし65-1

和歌山県告示第1034号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字土生字比丘尼谷459の24から459の30まで

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町朝来字飛曾川3871の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1036号

平成28年和歌山県告示第912号（以下「告示第912号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
垣内次郎吉
垣内善一
久保庄六
久保虎一
清水忠助
杉原金五郎
杉原幸一郎
寺谷幸三
寺谷茂一
永井留八
永井彌作
永井あや子
永井芳男
中村傳松
平岡長太郎
平岡と免の
古湖友一
前川一枝
峯岡利一
峯垣七郎
峯垣文五郎
平岡金五郎
- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第912号のとおり

和歌山県告示第1037号

平成28年和歌山県告示第915号（以下「告示第915号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

横矢崇

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第915号のとおり

和歌山県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中島字村前112番1地先から同市中島字葭原949番地先まで	新	6.00 } 15.80	1,370.00	

和歌山県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 紀の川自転車道線

- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中島字村前112番1地先から同市中島字葭原949番地先まで	6.00 } 15.80	1,370.00	

4 指定する期日 平成28年9月9日

和歌山県告示第1040号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 岩出市中島字村前112番1地先から同市中島字葭原949番地先まで

供用開始の期日 平成28年9月9日

和歌山県告示第1041号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年9月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

かつらぎ町

2 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年4月1日

至 平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年9月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第1項の表中

医療法人青松会 河西田村病院	和歌山市島橋東ノ丁1番11号	を
医療法人進正会 寺下病院	和歌山市和歌町22番地	

医療法人青松会
河西田村病院

和歌山市島橋東ノ丁1番11号

に改める。